

企画建設常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和5年10月19日(木) 第3委員会室
2. 出席委員 吉川遂也委員長 藤原洋二副委員長 徳永泰臣 近藤久子 政野太 松本みのり
3. 欠席委員 堀井秀昭
4. 事務局職員 横山和昭議会事務局議事調査係長
5. 説明員 松永幹司企画振興部林業振興課長 松浦伸樹企画振興部林業振興課林業振興係長
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 なし
8. 会議に付した事件
 - 1 持続可能な森林経営の構築について
 - 2 陳情第30号 酪農経営に関する要望書
 - 3 市民と語る会で配布する資料について

午前9時56分 開 議

○吉川遂也委員長 ただいまから企画建設常任委員会を開会いたします。堀井委員から欠席届が提出されています。また傍聴、録音、写真撮影、録画を許可いたします。

1 持続可能な森林経営の構築について

○吉川遂也副委員長 本日の協議事項は、配布の資料を確認いただければと思います。所管事務調査、持続可能な森林経営の構築について、林業振興課から松永課長、松浦係長に出席をいただいて施策の話の聞くという調査にしたいと考えております。まず、課長、係長から自己紹介をしていただいて始めたいと思います。お願いします。課長。

○松永幹司林業振興課長 企画振興部林業振興課長の松永です。よろしくお願いします。

○吉川遂也委員長 係長。

○松浦伸樹林業振興課林業振興係長 企画振興部林業振興課林業振興係長の松浦です。よろしくお願いします。

○吉川遂也委員長 森林環境譲与税の使途及び、これまでの取り組み状況、あるいは今後の展望等について意見聴取をしたいと考えております。資料を提出いただいておりますので、それに基づいて説明をしていただければと思います。課長。

○松永幹司林業振興課長 それでは森林環境譲与税の使途・取り組みの一覧ということで資料をつけております。上段で歳入を記載させていただいております。元年度から交付を受けておりますけれども、年度ごとの決算額、さらには、5年度の見込額の記載をさせていただいております。予算額ですね。それに対して、基金の利子収入も記載させていただいております。歳入の合計といたしましては、令和5年度の見込みを含めまして、5億5,680万9,870円を今現在見込んでおるところでございます。それでは、次に中段のところ、歳出でございます。森林環境譲与税につきましては、森林環境税及び

○吉川遂也委員長 課長。

○松永幹司林業振興課長 私有林、個人・会社等が持つておられる中で、人口林、杉ヒノキはざっくり2万6,000ヘクタールございますけれども、そのうち、森林経営計画を策定されておるのが4,000ヘクタール。森林経営計画を策定されているということは、経済林として経営を成り立たせていこうという森林でございます。ここについては調査から除外をして、未策定のところが2万2,000ヘクタールあるということで、これを意向調査の対象としています。

○吉川遂也委員長 松本委員。

○松本みのり委員 調査対象になる森林所有者は全体で何人いらっしゃって、そのうち令和5年度で521人を調査されようとしているのでしょうか。

○吉川遂也委員長 課長。

○松永幹司林業振興課長 人数は9,000人ぐらいになるうかと思うのですけれども、面積といたしましては、先ほど申しました2万2,000ヘクタールになります。大体9,000人を少し上下ぐらいかなと思っております。

○吉川遂也委員長 松本委員。

○松本みのり委員 9,000人のうち、今年度この521人、次年度は何人というのはどのように選定されているのかを。

○吉川遂也委員長 課長。

○松永幹司林業振興課長 基本的には令和2年度に森林組合等を含めて、どういった形で意向調査を進めるかという協議をする中で、こういう地域から進めていったらどうかという御意見もいただきながら、決定をしたところでございます。人数については、どうしても調査地区以外にも山を持つておられる方とかいらっしゃいますので、調査対象を足していけば9,000人になるということではなく、その調査区域にそれだけおられたということでございます。延べでいえばもう少しふえてしまうという感じになります。

○吉川遂也委員長 係長。

○松浦伸樹林業振興課林業振興係長 山を多分この地域に集中して持つていらっしゃるだろうということで区域を区切って調査をしております。例えば山持ちであるとか、親戚から相続されたとかで、この地域にもある離れた地域にもあるという方は、年度分かれて複数回調査が行く可能性がありますので、合計すると先ほど課長が申しました9,000人を大きく超える可能性があると思っております。

○吉川遂也委員長 松本委員。

○松本みのり委員 調査をされて、何年かたてば意向は変わってくるかと思うのですけれども、大体、何年ごとにお聞きするようになるのか。

○吉川遂也委員長 課長。

○松永幹司林業振興課長 基本的には意向調査をさせていただいて、市に委託したいという方については、間伐とかすれば経済林として活用できるもの、ここはどうしてもお金にならないという言葉は失礼なのですが、収益が合わないところについては市が保育間伐をして、手入れをしていく形になります。例えば、保育間伐をするときにその区域の周辺にいらっしゃる方については、この意向調査で確認した人も含めて、再度意向確認をしながら現地確認をして、そこの中で私は市に委託するよということであれば、取り入れてやっていきます。経済林になりうるところについては、基本的には近くに

森林経営計画の区域があれば、そちらへ入っていただいて、森林を整備していただきながら経済林として成り立つように取り組みも進めていくという形になります。

○吉川遂也委員長 近藤委員。

○近藤久子委員 意向調査は、当然こちらが思っているような100%の回答はありません。親が植えて、それを子供が孫がという場合には、境界線もちろんわからないと思うのです。その他の部分の中で、わからない、考えていないとか、今後どうすればいいかわからないという方が結構いらっしやって、これはこれ以上減ることはないように思うのですね、世代交代の中で。この数字はどう捉えていらっしやいますか。こんなものだろうと置いていらっしやるのか、これはもう放置されたままになっていくのか。

○吉川遂也委員長 課長。

○松永幹司林業振興課長 わからない、考えていないというところがございますけれども、これから今年度保育間伐等を20ヘクタール程度していく予定にしております。そういった事例等をPRすることによって、市への委託につなげられればと考えています。そういう事例がまだまだないものですから、PRができていないという反省もございます。

○吉川遂也委員長 近藤委員。

○近藤久子委員 家族の中で山について語り合うとか、相談し合うという機会がほとんどなくなりつつあります。ないと思うのですね。だから今おっしゃったように事例のPR、こういうふうな活用があるというところでも、少しずつ伸びていくことを期待したいのです。PRの方法を年配の男性の意見ではなくこういうことを聞いたのだけれども、といろんな意見が出てくればよろしいかなと思います。よろしくをお願いします。

○吉川遂也委員長 徳永委員。

○徳永泰臣委員 この調査の中で、市への委託を検討すると回答された方が51.9%いらっしやるということなのですが、市はどこかへ委託してやってもらうのだと思うのです。そのためには、境界の確認はできているのですか。確認ができないといくら市へお願いされても、施業してもらうことはできないと思うのですけれども、その辺どうですか。

○吉川遂也委員長 課長。

○松永幹司林業振興課長 議員言われますように、境界確認が1番のネックになってこようかと思えます。ただ、その前段として、今回意向調査で検討される方を対象にもう1回説明をさせていただいて、さらに現地も見させていただいて、境界をある程度確認をしていただく中で進めていくという形をとっております。ちょっと時間はかかるのですけれども、山林部で地籍調査が済んでいるのは東城の一部と、総領がもう少しでございますので、そういったところはそういった形で進めていかざるを得ないかなと。それと森林組合等が境界確認等を国費の事業を活用しながら取り組んでいらっしやいますので、そういったものも含めながら取り組んでいくようになるかと思えます。

○吉川遂也委員長 徳永委員。

○徳永泰臣委員 ほぼ境界確認ができていないと考えていいですか。されているところもあるとは思いますが、できていないところのほうが多いですね。

○吉川遂也委員長 課長。

○松永幹司林業振興課長 人工林になりますので、例えば樹種が違うであるとか植えられた時期が違う

ことで、境がある程度わかる場所もあるかと思いますが。自然林といいますか天然林とは少し見て歩いていけばわかるのではないかと考えています。

○吉川遂也委員長 徳永委員。

○徳永泰臣委員 そうだと思うのですが、くいを打っているところが少ないということですね。

○吉川遂也委員長 課長。

○松永幹司林業振興課長 そうですね、くいを打っているところは、先ほど申しました地籍調査の一部でございます。ただ東城におきましては、当初のころ、くいは打っていないはずなので、竹串で測点を図っております。もうそのくいは恐らく見つからないと思います。

○吉川遂也委員長 政野委員。

○政野太委員 まず意向調査の地域別ですね。今現在調査をされたその500人の地域を確認させていただきたい。まずそれが1点。調査予算、今521人しか済んでいない状況で、まだまだ9,000人を超えるということなのですが、大体事業予算、幾らを想定していらっしゃるのか。現在歳出で見ると、先ほど話に出た現地調査も含めて単純に割り算すると、1人当たり15万円かかっているのですよね。意向調査、現地調査、施業費も含めて。またさらには1番最初に意向調査をされた方が令和元年、施業にもう既に移っている事例があるのかどうかということと、市に委託をするという一つの事例を教えてください。結局施業するのだから、山主には費用がかからないのか。あるいは経済林であった場合、木を売った価格でどのようなお金の動きになっていくのかを教えてくださいと思います。

○吉川遂也委員長 課長。

○松永幹司林業振興課長 各地区の面積から合計をしていなかったのですが、森林組合ごとがいいのか、例えば備北森林等であれば地区を回しながらされるので、地域ではどうしても出たりはするので、今の調査の中でいうと備北森林組合でいうと3,000ヘクタールぐらい。それから西城ですが、980ヘクタールぐらい。東城で約3,000ヘクタールですね。甲奴郡森林は総領だけになりますので、550ヘクタールぐらいになります。それと施業の関係の御質問だったと思いますけれども、市に委託される場合の費用の関係、まず、環境林と経済林に森林を分けていくようになる。環境林につきましては、先ほど申しましたように収益が成り立ちにくいところになりますので、こちらにつきましては市が経費をかけて保育間伐を行うようにしております。それがことし予算を御議決いただいております約20ヘクタール程度。これがことし初めて事業としてはさせていただく中身でございます。令和元年から4年度までは事例はないです。経済林につきましては、市へ1回委託をさせていただいて、そのあと県が設けております意欲と能力のある経営体へ再委託をするようになります。再委託をしたときの経費配分については、再委託先と森林所有者とで協議をさせていただいて、かかった経費より材の金額が高ければ、それをどういうふうな形で分けるのか、そういったところは受けられた方と森林所有者とでお話をさせていただくようになります。

○吉川遂也委員長 係長。

○松浦伸樹林業振興課林業振興係長 県内でもさほど事例がないのですが、まず市が再委託を公募します。その公募に対して意欲と能力のある経営体が、こういった条件で受けたいのですよということで応募を受けていただいて、計画書を提出いただいて、市で審査して決めていきます。その中で費用配分とか、例えば、幾らもうかったら所有者へ幾ら渡しますよ、我々でこれだけとりますよとい

うことを提示いただきますので、そういったこととか、森林管理の仕方を判断しながら、同一の事業者採択するかを決定していこうと思っております。

○吉川遂也委員長 予算について。

○松永幹司林業振興課長 調査予算につきましては、現在は意向調査、それから机上調査等をしている額で4年度までの金額が1,200万程度かかっています。今年度、現地調査と施業を含めて、意向調査の面積の上限があるのですけれども、意向調査自体はそんなにびっくりする金額がかかるわけではないのですが、それに意向の金額が大体1,400万ぐらい含まれております。20ヘクタールぐらいですけれども、さらに面積を広げていけばふえてくるとは考えております。ただ作業が簡単なところならいいのですけれども、山の奥であるとかいわゆる環境林になりうるようなところになりますので、なかなか量はいけないのではないかと考えています。

○吉川遂也委員長 係長。

○松浦伸樹林業振興課林業振興係長 先ほど政野議員に、一人当たり15万円ぐらいかかるという御指摘をいただいたのですけれども、恐らくの令和5年度の521人で割られるのではないかと考えるのです。4年度までの実績、1,898人で割っていただければよろしいのではないかと考えるのですけれども、1人当たり2万7,000円から8,000円ぐらいに今のところはなろうかと思えます。

○吉川遂也委員長 政野委員。

○政野太委員 心配なのが、その総額が環境譲与税で足りるのかなど。他の使途にも使われているようだけれども、実際これから意向調査をして、それから現地調査をして、先ほど言われた環境林なのか、経済林なのかという判断をする作業が伴ってくると思うのです。ヘクタールで言うとまだ30何%でしたっけ。全体に合わせたらまだまだいっぱい残っているではないですか。そこが心配なので、長期間によってどれぐらい予算が必要になってくるのか。あるいは多分森林組合も意欲ある経営体も、今現在の施業もある中で、新たにこういう施業に加わってもらって施業能力がどの程度必要になってくるのか。それによって、林業の人材育成をどの程度力を入れていけばいいのかという数値も必要になってくるのではないかと考えるのです。これだけの平米数をやっていこうと思うと。だからその辺も整理がもしできるのであれば、また教えていただきたいと思えます。

○吉川遂也委員長 課長。

○松永幹司林業振興課長 言われますように、今回初めて保育間伐へ入って、20ヘクタールでどれくらいの事務が要るのかも把握ができておりません。今回やりながらそこらを検証しながら、長期的にどこまでやっていくかというものが出てくるだろうとは思っております。環境税につきましては、まずは来年度から15年度までとなっておりますので、その間に全てができるということは難しいと思っております。

○吉川遂也委員長 徳永委員。

○徳永泰臣委員 不在地主への調査はどうなっていますか。

○吉川遂也委員長 係長。

○松浦伸樹林業振興課林業振興係長 不在地主に対しては登記簿であるとか、戸籍とかを調査。あと国の指針によって、固定資産税の課税台帳を利用できるのでこちらを利用して、極力追いかけて調査の文書はお送りしております。ただしそれに対して、離れられて興味を失われた方から回答が返ってこないのは、森林組合から最低1回は督促をお願いしているところです。それでも回答いただけた

い方については、それに余り事務をかけてもいけないので、そのあたりで1回とめてもらって回答なしになってしまうのですが、現地の状況で周囲を施業できそうだと、ただし真ん中のこの人がいたらもっと効率よくできるのだがということになれば、改めてその方にアプローチすることは考えてはいるところですが。そうやって効率よく施業をやっていきたいと思っております。連絡いただけない方については、どうしてもどうにかしてくださいと余り無理にも言うことができませんので、ある程度の事務の効率性を考えながら、できれば連絡を取るようにはしているところですが。

○吉川遂也委員長 徳永委員。

○徳永泰臣委員 どうしても連絡がとれない場合。連絡もないということになると、これを何とか市ができるのでしたか。法改正がありましたよね。いつから市が受けてできるというのはどうでしたか。

○吉川遂也委員長 課長。

○松永幹司林業振興課長 この管理制度の中で、所有者の方が亡くなられて子供さんまでを探して、それでも見つからない場合は県へそういう旨を伝えて、県で公告等を打っていただくことで施業ができるということにはなっております。経済林等についてはそういったことでできるとは思っております。環境林についてどこまでしていくかというのは、真ん中だけ残ればそこはしていけないといけないと思うのですけれども、その辺りは少し微妙なところかと思えます。

○吉川遂也委員長 森林環境譲与税の使い道ということでお話をしているわけなのですが、基金を見ても徐々に積み上がってきているという状況です。この積み上がりについては、使えとか残せとかいう指摘等の情報があれば、お話しいただければと思います。課長。

○松永幹司林業振興課長 ニュースと新聞等でも出ておりますけれども、来年度から本格的に国民の皆さんから1,000円を徴収するようになる中で、これまで基金に半分以上ためているところがあるという指摘もございます。そういった中でしっかり使ってほしいということもございます。特に庄原市などは森林面積が大きい。何でもいから使うというわけにはいきません。そういったものを加味しながら、結果としてこれだけ今現在残っている状況でございます。

○吉川遂也委員長 先ほど政野委員からもありましたように、今後、市へ委託されて市が経営管理をする部分の事業はどれぐらいかかるかわからないことについて、環境林を含めてそこを経営管理するとき市がかかる予算に向けて取っておくということに…その環境林の整備については、この森林環境譲与税が使えるのかというのが前提なのですけれども、それとっておいてという考え方になっているのか確認したいと思います。課長。

○松永幹司林業振興課長 森林環境譲与税につきましては、森林経営管理制度を、ここは必須といえますか必ずしていかななくてはいけない部分です。そのために残していると言うと語弊があるかもしれませんが、原則、この管理制度をしっかりとしていかなざるを得ないというのが趣旨でございます。その趣旨にのっとっていく必要があるかと思っております。

○吉川遂也委員長 経営委託されるときに、地上権が何か設定するのですか。課長。

○松永幹司林業振興課長 通常、分収造林とかでしたら地上権の設定をするのですが、こちらは設定ではなくて、計画書を立てて公告することで、10年間とかというところを管理していく形になります。

○吉川遂也委員長 森林環境譲与税の国の指針でいうところの、使い道の範囲が広がっていていると思うのですけれども、ほかにどういったものに使えそうなのかということが何か提案があれば、計画というかそういう国の指針があれば情報提供いただければと思います。課長。

- 松永幹司林業振興課長 国からの指針は基本的にはないです。当初言いました施策に使ってほしいということが法律に定められていると。各市町等で取り組んでおられる事例を、毎年度各市町へ事例集として出されている状況です。その中で、活用できそうなものを、今回の9月の補正で上程した危険木の伐採等につきましても、そういった事例を参考にしながら、制度設計をさせていただいたところでございます。
- 吉川遂也委員長 それについて言うと、仮に庄原市が初めて考えて、先行事例となるものをするのもできるし、もし仮にやったら、使用の目的に外れるのではないかという指摘がありそうなのか、なさそうなのか。それはどうでしょうか。
- 松永幹司林業振興課長 当然、交付税でございますので、会計検査等の対象にもなりうる案件だと思います。森林環境譲与税については、まだ会計検査院の検査が入っている事例はございませんので、今、林野庁が提示している事例が会計上どうかという判断は、実際のところではできていない状況です。この先、会計検査院の調査によって、これが適切、不適切というようなものが出てくる可能性はある。取り組んでおられる事例というだけで出ている冊子ですので、これならいけるだろうという判断をしながら進めている状況でございます。
- 吉川遂也委員長 政野委員。
- 政野太委員 皆さんの意見もいつかは聞きたいと思うのですけれども、例えば、公共施設を新しく建てる場合に、杉ヒノキを使うと。あるいは調度品等。庄原市に環境税がおりてはきているけれども、例えば青森県の木を使ってもこの環境税を使うことができると僕は聞いているのですけれども、そこは間違いないですか。
- 吉川遂也委員長 課長。
- 松永幹司林業振興課長 木材利用の促進ということで、庄原材の活用もそうですけれども、全国的な材の活用もオーケーとなっております。庄原材だけでしなないといけないことではないのですが、市民会館、自治振興センター等におきましては、極力、庄原材も活用しながら取り組んでいる状況です。
- 吉川遂也委員長 政野委員。
- 政野太委員 また環境税の使途に戻るのですけれども、確認ですが、施業される業者に高機能な機械の補助金というようなものも今回入れられたのでしたか。そういう要望があったということでしたか。
- 吉川遂也委員長 課長。
- 松永幹司林業振興課長 いろいろ考える中で、極力基金を減らしていく必要があるという部分もあって、意欲と能力のある経営体になるのか森林組合等になるのかは置いておいて、高性能の機械を入れるという支援ができないか検討はいたしました。現在はそこへの支援はいたしておりません。
- 吉川遂也委員長 近藤委員。
- 近藤久子委員 1,000円取られるようになると市民の関心も高まってくるのですが、市の体制、森林組合とかの人的な体制。先ほど機械のことも出ましたけれど、そういうものはあるのですか。こなすだけの。
- 吉川遂也委員長 課長。
- 松永幹司林業振興課長 人的支援というわけではございませんけれども、昨年度から林業事業者が林業従事者を確保するために、日南のアカデミーでありますとか、島根の林業大学校等の学生さん等へ支援をされた場合に、市がこの環境譲与税を使い奨励金として事業者へ支援をしようということ

で、極力確保へ取り組んでもらえませんかという取り組みを進めております。そういった中で、人材確保につながればと思っておるところです。

○吉川遂也委員長 近藤委員。

○近藤久子委員 人材を何人確保したいから、こうだというのはあるのですか。

○吉川遂也委員長 課長。

○松永幹司林業振興課長 何人というところはなかなか…100人いたらいいのか200人いたらいいのかは、各事業者の経営の関係もありますので難しい部分もあるのです。今取り組んでおりますのは、林業に興味を持ってそういう学校に行かれたりしている方を、庄原にぜひとも来ていただくようなイメージで取り組んでいるところです。そういう方を確保していただくと。林業は危険な仕事といえますか作業も伴っておりますので、基本を習っていないと、習っていてもすぐに実労働として活用できるかというのは難しい部分もございます。学校でしっかり技術等また学習等も含めていただきながら、そういった方に森林組合等へ入っていただければという形で現在取り組んでいるところです。

○吉川遂也委員長 政野委員。

○政野太委員 最初言いましたけれども、長期の具体的な計画が要るのではないかと思います。今は施業能力が足りていないというのは現状だと思うので、それを足りていないからどんどんふやすのではなくて、今後10年20年、例えばどういった事業があるからこれぐらいの人材不足が発生する恐れがあると。そういう数値に基づいて進めていけば、ある程度市民の皆様、それから施業の人に人数を示すことができると思うのですよね。[聞き取り不能]から積み上げていくのも大事かもしれませんが、ある程度めどを立てる必要があるのではないかと思いますのですが、いかがでしょう。もう1回それを聞きたいです。

○吉川遂也委員長 課長。

○松永幹司林業振興課長 議員が言われますように、長期的な部分はあるだろうと思います。現在、プラン等もつくっておりますけれども、そこの中では何人ふやそうという具体的な数字までは記載をしておりません。とにかく林業の担い手をふやしましょう。令和7年度までそういうことで取り組んでいくところございまして、そこらについては次期の22世紀の庄原の森づくりプラン等考える中で、先ほど申しましたように、今回初めて施業等もするので、そういった部分も含めながら取り組めるのではないかなと。そこの中では、5年サイクルの確保人数もつけ加えていく必要があるのかなと思っております。

○吉川遂也委員長 松本委員。

○松本みのり委員 森林環境譲与税の用途のところ、何に使える何には使えないのかですけれども、例えば公共施設、小・中学校の断熱改修に庄原産材を使うことに、環境譲与税が使えるのか使えないのかわかれば教えていただけたら。

○吉川遂也委員長 課長。

○松永幹司林業振興課長 事例とすれば、少し見た感じでは今のところそこはないと思います。具体的には、例えば県であるとか、国等へも確認をしていく必要があろうかと思います。必ずそれはどういう改修かが出てくるだろうと。公共施設を木質化していくこと自体は問題ないのかなと思いますが、議員御質問のように、対象になるかならないかは確認も要ることになるかと思いますが。

○吉川遂也委員長 松本委員。

- 松本みのり委員 ぜひ必要な事業だと思っていまして、電気代も高騰して数千万円単位でプラスが出ていくような状況もある。そこにもし使えるようになれば、市全体のプラスを埋めるところにもなるので、これを充てられるようにぜひ県や国に掛け合ってみていただけたらと思います。
- 吉川遂也委員長 課長。
- 松永幹司林業振興課長 確認することができるとは思います。どういった使い道なのか今イメージでしかわかりませんので、そこらについて、もう少し伺いしていく必要があるのかと思います。
- 吉川遂也委員長 再造林支援について、今年度の負担割合を上げたという事業。今後、市民と語る会などで森林環境譲与税の使い道をとというような指摘がもしあったら、この委員会のメンバーで回答しなければいけないので、わかりやすくざっくりと説明を頭に入れられる程度の情報を提供いただければと思うのです。先ほどあった森林管理経営計画制度については、意向調査等の事業はそれでいいと思いますし、危険木の撤去も大体頭に入ったと思いますが、再造林支援について、どういったメリットが山主にとってあるのか、把握ができれば御説明をもう一度いただければと思います。課長。
- 松永幹司林業振興課長 再造林の支援ということで、令和4年度までは植栽に対してのみ支援をしておりました。これは国と県の事業でございまして、国と県合わせて68%ぐらいの補助です。それに8.5%市が上乗せをこれまではしておりました。ですから、個人負担が植栽では23.5%、植栽以外の下刈り、枝打ち、除伐保育間伐、ここまでは32%を個人負担で持っていたいただいて整備をしていただいていたところでございます。新たな制度は、植栽、それから下刈り、枝打ち、除伐、保育間伐、こちらへ27%市が上乗せしましょうということで、個人負担を5%に抑えて再造林を進めていきたいと思う中での事業でございます。全国的には大体3割ぐらいが再造林されていると言われていたのですが、庄原市の場合は1割少しの再造林率でございますので、そこらを上げていきたいという中で5%にしております。ただしこれは国費・県費の対象になる事業になります。先ほど森林経営計画の話を少しさせていただきましたが、計画に載っている山になりますので、誰でもとはなっていない状況です。
- 吉川遂也委員長 副委員長。
- 藤原洋二副委員長 先ほどの大きい体系の話をお聞きしたいのですけれども、課長の説明で出てきております市の森林整備計画であるとか振興計画の中に、今回の森づくりプランが出てきた。森づくりプランは令和15年度まで継続するとは思いますが、令和5年度から施業が税から使用されるとなると、全体の林業振興課の計画の中でなかなか難しい位置づけに立ってきているような感じがしています。長期的にはどういった考えで取り組まれているのかお聞きしたい。
- 吉川遂也委員長 課長。
- 松永幹司林業振興課長 本来でありましたら、もう少し前の段階から森林整備へ入っていくようなプランであったわけでございます。それが少し遅れてきている状況もございまして。プランの中では、最終段階では単年度で60ヘクタールぐらいを保育間伐等というのがあったと思っておりますので、そこへ向けてまずは取り組んでまいりたいと思います。
- 吉川遂也委員長 副委員長。
- 藤原洋二副委員長 あと2点。意欲がある経営体という言葉が出てくるけれども、県内に何人ぐらい、市内にどれぐらいいらっしゃるのか。現段階での数字がいただけるものならお願いしたい。
- 松永幹司林業振興課長 すぐ調べられると思いますので、調べさせてください。
- 吉川遂也委員長 副委員長。

- 藤原洋二副委員長 最後は、調査をされているわけなのですが、林業振興課とするとこういった意向調査も含めた状況確認が、データがしっかりそろるのが森づくりプランのスタートとなると思うのです。まずここをなるべく早く整理を第1期でして、今後どのような方向づけをするかを、もう少ししっかり市民の方にもわかるように発信をしていただきたいと思います。これは、回答は要りません。
- 吉川遂也委員長 課長。
- 松永幹司林業振興課長 意欲と能力のある経営体につきましては基本的には県が認定するものですから、県内の今の状況で言いますと30経営体です。市内では各森林組合、それからアサヒグループジャパン、それからフォレストワーカー、あと山崎木材、光永運送。
- 吉川遂也委員長 副委員長。
- 藤原洋二副委員長 全体の30の中で8事業体ということになると、県内では意欲のある経営体が多いという把握でよろしいですか。
- 吉川遂也委員長 課長。
- 松永幹司林業振興課長 意欲と能力のある経営体の中で、例えば庄原へも進出します。庄原だけではなく三次にも行きますというところ。例えば、庄原はないのですが、安芸高田には行きますよというように、経営体によってここまでは行きますよというエリアがあるものですから、多いか少ないかなかなか出しにくいのです。11の団体が庄原エリアへは入っていききたいという意向は示されております。
- 吉川遂也委員長 松本委員。
- 松本みのり委員 再造林支援についてなのですけれども、これは経済林としての再造林に支援をされるのか、それとも環境林としての再造林に対しても支援をされるのか。再造林支援が山の持ち主にとってプラスになるのはわかるのですけれども、例えば市民と語る会で回ったときに、山の持ち主ではない方へどういったメリットを説明するべきか。再造林をしないとこういうよくないことがあるので再造林支援をすると。山を持っていない人にもプラスになりますよというところが必要かと思うのですけれども、そちらについてお願いいたします。
- 吉川遂也委員長 課長。
- 松永幹司林業振興課長 環境林への造林支援というのは、そこが経営計画に入っていないわけですから、環境林自体はいわゆるずっと保育間伐等をしながら山の状態を保っていきこうというのが環境林的なところになります。全伐して出してまたそこへ植栽をするところは、5%出したとしてもなかなか難しいのではないかと考えております。
- 吉川遂也委員長 松本委員。
- 松本みのり委員 経済林を皆伐して、後にもう経済林として再生させない場合はどうなるのか。もうそのまま放置で。
- 吉川遂也委員長 係長。
- 松浦伸樹林業振興課林業振興係長 確かに御指摘のとおり、先ほど再造林の支援の仕組みは、経営計画に入った林業を業として成り立つ、もうけが出る山が事業の対象です。おっしゃるとおり、今市内でよく見かけられる切られたままの状態の山についてどうするかというのは、今後、環境譲与税を使うことになるのだらうと思うのですが、検討していく必要がある内容だとは認識しております。
- 吉川遂也委員長 課長。
- 松永幹司林業振興課長 再造林をしていくのは、庄原は森林が多い中で、そういった資源を将来、次

の世代等へも残していくのは必要だと思います。市民の皆さんへの説明となりますと、まずは森林の有する公益的な機能、いわゆる地球温暖化防止でありますとか水源涵養等に恩恵を与えているところ、それから手入れをしていないと土砂災害がということがありますので、しっかり手入れをしていただくことで、災害の防止が一つは大きなところになるかと思えます。個人の山に税を入れるとそれは個人の経営のところなので、入れる必要はないではないかというのが普通の考え方です。今回国がしているのは、森林が持つ多面的機能を維持させるために税を入れて、しっかり手入れをしていただきたいというのがこの税の法律の中での目的となっております。

○吉川遂也委員長 再造林をするためのメニューが杉ヒノキに限られていると思うのですが、そのほかの樹種について、それがメニューに入れられない理由があれば。

○松永幹司林業振興課長 まず、経営計画を立てる必要がございますので、経営計画が成り立つかどうかというのはあるのです。杉ヒノキ以外では、コウヨウザンでありますとか、国の制度におきましては広葉樹、クヌギなども対象になっておりますので、そういった部分が森林経営計画に策定できるかどうかになるかと思えます。

○吉川遂也委員長 近藤委員。

○近藤久子委員 植林をして、間伐をすると。杉ヒノキの根が張っていないのがずらっと倒れた時期がありますよね。弱いですね。杉ヒノキそのものは、今はもう大きくなった木かもしれない。植林をした場合に、今自然林とかクヌギとかおっしゃったけれども、山の中でいろんな木があったほうがいいのかという大きなくくりの中で、庄原市としてはこれをどういうふうに考えていらっしゃるのかと思うわけです。

○吉川遂也委員長 課長。

○松永幹司林業振興課長 森林環境譲与税につきましては、まずは人工林をしていくというのが主なのですけれども、人工林がないところについては、広葉樹も活用していくことになっております。庄原市については、先ほど言いましたように経営計画を策定した人工林が2万2,000ヘクタールありますので、そこをしっかりとしていくとともに、クヌギとかいろんなところへ回ればそういったところも出てくるのかなとは思えます。まずは人工林というところで、この譲与税の使い道とすれば一つはありますので、そこをまずは活用していきたい。

○近藤久子委員 もちろんその活用はわかっています。大きな目で見た場合に、地球温暖化云々のことをおっしゃったけれども、もう一つ大きなくくりの中では、庄原の森林についてこういうふうにしななければならない、というお考えが当然おありだと思うのです。

○吉川遂也委員長 課長。

○松永幹司林業振興課長 天然林につきましては、昔はまきとか炭とかそういったものにしっかり活用されておりましたので、大径木になったりせずに小径木で活用ができていた。今はガスとか電気とか手軽にある中での活用策が、なかなか見いだせていないのが状況なのかと思っております。切るとするならば、製紙パルプとかにしか今活用がないのかと思っております。そういった中で市として、広葉樹をどうしていくかは森づくりプランでは立てていない現状がございますので、こうしていったらどうかという計画自体は今のところないです。

○吉川遂也委員長 経営計画に乗るということは、それが経済林として回るかどうかのポイントになると思うのです。先ほど言ったような雑木のようなものでは、経営計画で経済林として回らない可能性

が高いということであれば、環境林の部分で整備されるのかどうか。どう手をつけるのかよくわからないですけれども、今ナラ枯れがすごくひどくて、雑木が今後どうなるのかみんなかなり心配されていると思うのです。経済林ではない環境林の中で、いわゆる広葉樹、そういった雑木は自然繁茂させるのか。それとも手入れをして、広葉樹を育成する余地はあるのかどうか。

○松永幹司林業振興課長 ナラ枯れが広がっているのは確認をしております。ただこれに対する防除策が非常に難しいのが現状です。1本入れればその周りが翌年には大体ナラ枯れになると言われています。今は森づくりでしていますけれども、1本ずつ伐採をして薫蒸をかけてというすごい労力が要る状況でございまして、その場所行くまでにまず道がない。全部チェーンソーから何から背負って行かないといけないということもございまして、譲与税でそこをするというのは、これほどふえた中で難しいのかなと思っております。

○吉川遂也委員長 徳永委員。

○徳永泰臣委員 今調べてみたのですけれども、課長は人工林を対象としたとおっしゃいました。ここを見たら、令和5年6月に花粉発生源対策ということで、広葉樹への植えかえを実施するなどの取り組みを追加したとも書いてあるのです。変わったのではないですか。変わってないのですか。

○吉川遂也委員長 課長。

○松永幹司林業振興課長 杉花粉の関係で、花粉が少ない杉に植えかえていこうという大きなところで出ているのですけれども、それは杉を杉に変えていくという考え方です。今言われたのは、杉を切って広葉樹林。それは天然萌芽といいますか、何もしなくても自然に生えてくるのもあるでしょうし、クヌギとか苗代を払って植林をされることもあるかもしれません。そこらについて経営計画にのらないと支援のところへは使えていないので、研究していく必要はあろうかと思えます。

○吉川遂也委員長 ほかにありますか。では持続可能な森林経営の構築について、本日の林業振興課からの聞き取りは以上とさせていただきます。ありがとうございました。暫時休憩します。

〔説明員 退席〕

午前11時9分 休 憩

午前11時17分 再 開

2 陳情第30号 酪農経営に関する要望書

○吉川遂也委員長 では先ほどの1番の協議事項につきましては課長、係長の話をもとに、今後どのように森林環境譲与税の用途を提案する、あるいは先進地の事例を見に行く等の活動に振り替えていきたいと考えております。ほかの市町等の用途について興味深いものがありましたら、視察等に行ければと思いますので、それぞれで検討していただければと思います。では、協議事項の2番目、陳情第30号、酪農経営に関する要望書について、お諮りをしたいと思います。moreNOTEに要望書が上がっておりますので、皆さん御確認いただければと思います。主な内容としましては、庄原市酪農連絡協議会より酪農経営の状況について要望が出ておりますので、市の対応を求めるということとなります。どのように対応するかお諮りしたいと思います。御意見があればお願いします。政野委員。

- 政野太委員 文書で出ているので、しっかり読み込むと一体何を要望しているのか、すぐわからないのですよね。何個この中に含まれているのか。いろいろなところで状況があって、どの部分だと整理すればいいですか、委員長。
- 吉川遂也委員長 恐らく飼料価格の高騰に対する対策等、生産コストの部分もありますけれども、飼料高騰対策事業の継続であるとか、あるいは新しい機械整備に対する支援等があると思います。現在このことについて閉会中の審査にもあげておりませんので、担当課から意見聴取ということにもならないかと思ひます。内容については、そのとおりであると私も思ひますので、今後どのような施策や対応策が農業振興課から出るかを注視していくという方向。対応としては聞き置くということになるのかなと思ひますが、どうでしょうか。政野委員。
- 政野太委員 委員長言われるとおり、聞き置くしか実は方法がないと思ひます。ただ、今、国も岸田総理も緊急的に酪農支援、酪農だけではなく飼料高騰に関する支援をするということもあり、3年ぐらい前からずっとこれをやってきて、いまだに解決策も見えないという状況。12月になってからでもいいのですけれども、閉会中の調査ということで、庄原市の実態を調査してはいただけないかと思ひますが、いかがでしょうか。
- 吉川遂也委員長 確かに閉会中の調査項目に挙げて具体的な政策について議論する機会を設けることについては、全く問題ないと思ひます。皆さんの意見がそのようであれば、そのような取り扱いをさせていただければと思ひます。恐らく畜産政策全体についての要望事項になってくるので、先ほど政野委員が言われたように一つではない。これが農業政策全てにかかわるものになると思ひますので、現状把握をする必要はあるかと思ひますし、県を含めてどのような施策をされるのかを聞いておくことは必要かなど。畜産支援、もっと言えば農業関連支援になるのかもしれない。飼料生産まで含まれていますので、畜産政策について、きよねんまであった粗飼料の高騰対策、多分ことしはまだないのだと思ひます。政野委員。
- 政野太委員 会の運営上、いつもジレンマなのだけれども、閉会中の継続調査を最近では詳細項目に絞っていくので、こういった緊急の要望が出たときに対応することができていないのが現状なのです。実は、僕らが議員になったときには、非常に曖昧かもしれないけれども、農業振興施策を閉会中の継続調査という形で、どんな対応でもすぐできるようにやってきた経緯がある。それは今そぐわないのかもしれないけれども、なぜ12月議会まで待たないといけないうのかということもあるので、そこらも委員長からよく勉強してみてもらえたらと思ひます。議長と相談するなり。難しいのですよ。ただでも委員会の中で決めたことであれば、例えば農業振興施策を閉会中の継続調査にしますということとはできなくはない。委員会の中だけではですね。また御検討ください。
- 吉川遂也委員長 多分そういうことがあって、例えば、報告をしないといけないときに、今度報告の内容がこういう緊急事例がないときも報告をすることがあったときの紆余曲折の今の形だと思ひますので、それは含めて今後の課題として検討したいと思ひます。では今回の陳情に関しては、先ほどのような対応でよろしいかと思ひますが、どうでしょうか。それぞれきょう出ている資料なので、よく読み込んでいけばと思ひます。

3 市民と語る会で配布する資料について

- 吉川遂也委員長 では次に3項目め、市民と語る会で配布する資料について。moreNOTEへ載っております案をごらんください。人口減少社会における自治振興区活動の課題について、これは閉会中審査で挙げております所管事務調査の中の、先般行いました委員会の中での資料の一部です。これを当委員会発として、市民と語る会の資料として提出したいと考えます。皆さんの御意見を聞きたいのですが、どうでしょうか。それぞれの班で同じようにこの情報を共有してもらって、活用をいただきたいと思います。これは当委員会発の資料としますので、皆さんの御承諾をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。
- 政野太委員 政野委員。
- 政野太委員 語る会の中でこのことについて話し合いをすることが決まったということでもいいですか。
- 吉川遂也委員長 共通テーマにあります。
- 政野太委員 共通テーマの中の資料ということですね。
- 吉川遂也委員長 moreNOTEには若干ボリュームのある資料を手持ち資料として提供できるようには配慮しようとは思いますが、今、資料要求をしているので、担当課から資料が出てきて、前回の委員会で話し合った内容について、公表できるかどうかを調整中です。それができれば、来られた方に配る資料なので、議員の手持ち資料としてももう少し詳しいものが出ればと思っております。調整中ですので、できればmoreNOTEに掲載していくという格好になります。これをたたき台にして議論を深めるようにはなろうかと思っております。当委員会のテーマでありますので、この課題については当委員会の皆さんが主に返答というか、議論されることになろうかと思っておりますので、把握をお願いします。よろしいですか。松本委員。
- 松本みのり委員 市民の方が見ながら話を膨らませるのが難しいのかなと。市としての全体の人口がどうなっていくかという数字だけなので、それよりは自治振興区ごとのこれまで何年前は何人だったけれど今こうですよ、高齢化率がこうですよという表があったほうが、そこから今うちの地域でこんな課題があってという話をしやすいのかなと思ったのですけれども。
- 吉川遂也委員長 担当課が出せる資料として、これまで委員会に公表されている資料でそれを市民と語る会の中で公表資料として出せることになれば、その辺も付け加えることはできます。それも含めて調整をさせていただきたいと思っております。政野委員。
- 政野太委員 もし可能なら、議会からの資料なので、市民と語る会は議会が主催であるので、例えば、2の自治振興区における課題というのがあります。これはあくまで地域協働戦略プロジェクト事業による課題調査の一つである。せっかくこの前閉会中の継続調査をやったわけですから、そのときに出た質疑応答というものも参考資料で出してはいかがでしょうか。要するに、委員会での現状。
- 吉川遂也委員長 この間の委員会の議論の大まかな摘録は、委員会として出せるので、それをまとめたものはつけてもいいかなと。どういった観点で議論があって、どういうふうな問題把握をしているか整理をしたものを入れるか、議員の手持ち資料の中に入れるか考えさせていただきます。政野委員。
- 政野太委員 できれば市民に配っていただきたい。
- 吉川遂也委員長 そうすると回答も含めてということになるのか。課長が言われた内容の範囲の中で、回答も含めて課長と調整しないといけない。事務局。
- 横山和昭議会事務局議事調査係長 8月に自治振興課にお越しいただいた内容のことかと思うのです

けれども、あれ自体はもう公開にされていますので、どなたが見られても問題はないという状況です。ただにまとめたものとなると、論点も幅広く、自治振興区によってそれぞれ実情であるとかかなり異なる部分もあろうかと思うので、その点について各議員の皆様が実際に声を聞かれたり、いろいろ活動してくださっていると思います。そういう中で、臨機応変な対応でもいいのかなとは思いますが、いかがでしょうか。論点をこちらから示すのも一つかとは思いますが、広く皆さんの御意見を聞いて…

○吉川 遂也委員長 それは委員会の中で、こういうことを考えてこういう議論をしていますよということとはそれぞれ把握をしていると思うので、それは各自治振興区へ行ってお話をされればよいと思うので、どういった議論をしているかというポイントは提示してもいいかなと思うのです。どういった観点で議論をしたかと。この議論を共通テーマの中でしろということではなくて、それぞれの課題を含めて、議会はどのように対応しているかについて、委員会でこういう議論を今していますよというための資料として据えるなら、いいということだと思います。だから委員会でやっている議論を自治振興区に行って、それを共通テーマで議論をするということではなくて。

○政野 太委員 そうではない。せっかくこの前やって、いろんな議員の意見もあったわけだから、市民と語る会という趣旨を考えたときには、議員の中ではそういう意見が出ているのだということは、示してもいいのではないかと思うのです。一つ僕が示したほうがいいなと思う内容も実はあるのですよ。予算が非常に大きな一つのポイントだと思うのですけれども、合併後の全く整理をされていない部分があるのです。だから非常に不満に思っている自治振興区もある。それはなぜかということ分母が大きければ予算が多い。でも自治会には加入していないという事実も、この前の閉会中の継続調査の中では明らかになったので、そういうことも市民の方に知らせるべきではないかという思いもあります。

○吉川 遂也委員長 その議論があてはまる振興区とそうではない振興区もある。

○政野 太委員 全部に教えればよいだけ。得しているところには教えなくてもいいという議論は成り立たない。

○吉川 遂也委員長 教えなくてもいいというか、そういう議論を現在、委員会でも詰めているという情報提供はあってもいいかと。

○政野 太委員 お任せします。

○吉川 遂也委員長 あまり細かく複雑に文章が多いものを配るのも、この場でこんなものを渡されてもということもあるかもしれない。わかりやすく簡潔なものをということで、補足はやはり口頭の議論の中でいいのかなと思いますので、適切なボリュームで適切な範囲のものを。副委員長。

○藤原 洋二副委員長 皆さんにこの間お渡しした自治振興区ごと、ことしの10月1日でまた新しいデータが出ていますので、そこらは入手することは可能。決裁をとって、その資料を出していただければ十分だと。自治振興区での差というか、増減がわかる資料ではあります。そこらは、もし御入用なら担当課へ協議をします。

○吉川 遂也委員長 資料の作成についてはまだ少し時間があるので、つくって、再度メールか何かで皆様にお諮りをして、それでよしということであれば市民と語る会の資料とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○吉川遂也委員長　　そのほか何か皆さんからありましたら。よろしいですか。では以上で本日の企画建設常任委員会を散会します。

午前11時34分　　散　　会

庄原市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

企画建設常任委員会

委員長